○外務省令第二号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十八日

外務大臣　茂木　敏充

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国	中華人民共和国（香港特別行政区）	ネパール	パキスタン
		インド・ルピー	ルピア	リエル	シンガポール・ドル	スリランカ・ルピー	バーツ	ウォン	元	香港・ドル	ネパール・ルピー	パキスタン・ルピー
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	3,900	770,000	220,000	73	9,830	1,660	63,000	380	410	6,200	8,260
3から12まで	削除											
13	一般入国査証	2,050	410,000	115,000	38	5,170	870	33,000	200	210	3,260	4,350
14	数次入国査証	4,100	810,000	230,000	77	10,340	1,740	66,000	400	430	6,520	8,700
15	通過査証	500	90,000	25,000	9	1,210	200	8,000	45	50	760	1,010
16	再入国の許可の有効期間の延長	2,050	410,000	115,000	38	5,170	870	33,000	200	210	3,260	4,350
17	難民旅行証明書の有効期間の延長	1,700	340,000	95,000	32	4,310	730	27,000	165	180	2,720	3,620
18	削除											
19	国籍証明	3,000	590,000	170,000	56	7,590	1,280	48,000	295	310	4,780	6,380
20	在留証明	800	160,000	45,000	15	2,070	350	13,000	80	90	1,300	1,740
21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	800	160,000	45,000	15	2,070	350	13,000	80	90	1,300	1,740
22	職業証明	1,350	270,000	75,000	26	3,450	580	22,000	135	140	2,170	2,900
23	翻訳証明	3,000	590,000	170,000	56	7,590	1,280	48,000	295	310	4,780	6,380
24	署名又は印章の証明											
	イ. 官公署に係るもの	3,100	610,000	175,000	58	7,760	1,310	49,000	300	320	4,890	6,520
	ロ. その他のもの	1,150	230,000	65,000	22	2,930	490	19,000	115	120	1,850	2,460
25	遺骨証明	1,700	340,000	95,000	32	4,310	730	27,000	165	180	2,720	3,620
26	原産地証明	3,000	590,000	170,000	56	7,590	1,280	48,000	295	310	4,780	6,380
27	日本品の外国輸入証明	2,600	510,000	145,000	49	6,550	1,100	42,000	255	270	4,130	5,510
28	船内遺留品目録証明	600	120,000	35,000	12	1,550	260	10,000	60	60	980	1,300
29	航行報告証明	900	180,000	50,000	17	2,240	380	14,000	85	90	1,410	1,880
30	第１９号から前号までに掲げるもの以外の証明	1,450	280,000	80,000	27	3,620	610	23,000	140	150	2,280	3,040